

「(仮称) 小軽米風力発電事業」計画段階環境配慮書 に対する岩手県知事意見

令和5年2月27日付け
H S E 株式会社宛て

本事業は、H S E 株式会社が岩手県軽米町及び洋野町において、単機出力が4,200～5,000kW程度、高さが146～187m程度の風力発電機を最大30基(合計出力150,000kW)設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された土砂流出防備保安林や植生自然度が極めて高い区域、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分AからCの地域など重要な自然環境のまとまりの場が存在し、希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカが生息する可能性があるなど、環境保全上、重要な地域である。

このため、今後の方法書以降の手續においては、以下の措置を適切に講じるとともに、その検討経緯及び内容を各図書に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 想定区域及び周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容や環境影響評価の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、想定区域における環境影響を比較検討し、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施区域を絞り込むこと。また、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電機及び附帯設備(以下「風力発電機等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を適切に決定すること。
- (3) 調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにすること。
- (5) 想定区域及び周辺に他事業者が計画している風力発電事業との累積的な環境影響が懸念される。当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。

また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

- (6) 風力発電事業の地域における受容性を向上させるためには、事業者の積極的な情報開示が重要である。特に、環境影響評価図書の縦覧期間後の継続的な公表は、最も基本的な情報開示の取組である。県民の環境影響評価図書に対する情報アクセスの利便性の向上や本県で実施される事業の環境影響評価予測・評価技術の向上を図るため、環境省による法定縦覧期間終了後の図書の公開の取組への協力など、一層の情報開示に努めること。
- (7) 上記のほか、2により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直し、基数の削減や単機出力の縮小を含む風力発電機等の位置等の再検討など事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音

住居その他の環境保全の配慮が必要な施設や、特に静穏性が求められる人と自然との触れ合いの活動の場について、騒音及び超低周波音による影響が懸念される。

このため、静穏な地域に設置される風力発電機から発生する騒音の特性を踏まえ、工事の実施及び施設の稼働により発生する騒音及び低周波音が住宅等に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保すること。また、風力発電機から発生する騒音による健康影響に関する十分な科学的知見が得られていない現状も踏まえ、予防原則にしたがい、住民等に対し十分な説明を行うこと。

(2) 水環境

水道水源や内水面漁業にとって重要な河川等について、土砂及び濁水の流出による影響が懸念される。

このため、工事の実施により発生する土砂及び濁水の流出が水環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、井戸、湧水及び河川との距離を十分に確保すること。

(3) 地形及び地質

想定区域の一部には、軽石質火山砕屑物が分布しており、地質の特性によっては、土砂及び濁水の流出による周辺環境への影響や、豪雨時等における斜面崩壊の誘発が懸念される。

このため、地形改変が地質環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、工事により土地の安定性を低下させるリスクが高い箇所を回避すること。

(4) 風車の影

住居その他の環境保全の配慮が必要な施設について、風車の影による影響が懸念される。

このため、施設の稼働により発生する風車の影が住居等に与える影響について、

専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保すること。

(5) 動物

環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類等の生息について、生息環境の変化による影響が懸念される。

このため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、動物の重要な生息場所の喪失、移動経路の分断を回避すること。

(6) 植物及び生態系

環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育や自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念される。

このため、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、植物の重要な生育場所の喪失や個体群の分断を回避すること。

(7) 景観

施設が介在することによる主要な眺望点からの眺望景観の変化や、日常生活において、風力発電機が視野に入ることによる圧迫感などの影響が懸念される。また、学校、福祉施設、住居等からの身近な自然景観への影響にも配慮が必要である。

このため、施設の存在が景観に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望点等の眺望景観の遮蔽や阻害、圧迫感を感じさせる等の周辺住民の生活環境への影響を回避すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、工事による活動の場そのものの直接改変に加え、騒音、振動等により触れ合いの活動の場の雰囲気や快適性など利用面の特性が変化することによる影響が懸念される。

このため、工事の実施、施設の存在及び稼働が人と自然との触れ合いの活動に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、重要な触れ合いの活動の場の喪失や利用面の特性変化による触れ合いの活動への影響を回避すること。

(9) その他

土砂流出防備保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、今後の検討に当たっては、保安林を除外すること。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域や山地災害危険地区等について、近年、気候変動の影響による突発的な豪雨

が多発する中で、土砂災害の発生が懸念される。

このため、工事の実施及び地形改変が県土の保全に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される箇所の改変を回避すること。

3 関係地方公共団体の長からの意見

関係地方公共団体の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、上記の措置を適切に講じたうえで、その内容に十分留意し適切に対応すること。